

秩父市農業委員会 令和3年 第11回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和3年11月24日(水) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和3年11月24日(水) 午後3時58分
- (3) 場所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員12名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委委員氏名	出欠状況
1番	糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	欠席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	欠席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席			新 舟 文 男	出席
13番	設 樂 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

印 農業委員会長 印 会長職務代理者 印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について (11件)

議案第64号 農地法第5条の規定による
許可後の計画変更申請について (3件)

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議案第66号 農用地利用配分計画の意見について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備考	職 名	氏 名	備考
事務局長	新 井 常 男		主席主幹	小 嶋 祥 弘	書記
参 与	宮 前 房 男		主 事	岩 田 直 樹	書記
主席主幹	新 井 幸 男		主 幹	千 島 修	
主 事 補	見 澤 俊 亮				

7 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長(糸東男会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和3年 第11回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長(糸東男会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長(糸東男会長) はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

新井事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名

中 12名です。

議長（糸東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。10番 新田 恭一 委員 及び 11番 長島 秀明 委員 以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（糸東男会長） 次に、諸報告を行います。

総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果 につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局長に説明をいたさせます。

新井事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。5件報告いたします。「農地改良等に係る届出の受理について」1件と「農地法第3条の規定による許可後の許可の取り消し願いについて」1件と「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書の取下願いについて」2件、「農地法第5条の規定による許可書の取消願いについて」1件、を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

1は、届け出地は吉田総合支所の南南東約2150m付近にあります。相続により取得した農地です。地目は田で粘土質で水はけの悪い農地であるため、平均95センチほど客土し、改良後は、柿を作付する予定とのことです。届出内容を審査しましたところ、改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

2は、第9回総会の議案第49号で定めた別段の面積の対象の3筆のうち2筆について第10回総会の議案55号で審議し許可したのですが、その後、残り1筆についても譲り受けることができることになったため、新規就農者として3条許可を受けたいため取消を申し出たものです。

3は、番号1、番号2の2件とも令和3年第9回定例総会において審議されたのですが、この案件は、申請書の県への進達後、埼玉県より計画変更理由に錯誤があると指導を受けたため、申請人より取り下げ願いが提出されたものです。

4は、近隣住民のうち1軒から反射光について懸念があり、様々な解決策の提示と入念な話し合いを行ったものの、どうしても設備建設への理解を得られなかったため事業を断念したものです。以上です。

議長（糸東男会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸東男会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

新井事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。議案書5ページをお開きください。議案第63号の番号10の申請事由欄の「駐車場増設」を「駐車場拡張」に訂正願います。続きまして同ページの番号11の申請地の所在欄、「上田野」を「荒川上田野」に訂正願います。続きまして同じ番号11の申請事由欄、太陽光発電に施設を加えて、太陽光発電施設に訂正願います。続きまして、7ページ議案第65号と8ページ議案第66号の担当推進委員の2区 倉林幸男推進委員を2区 大久保勝推進委員に訂正願います。訂正は以上でございます。

それでは、令和3年第11回定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について が3件、議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について が11件、議案第64号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について が3件、議案第65号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第66号 農用地利用配分計画の意見について が1件、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（糸東男会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第61号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

議長（糸東男会長） これより、議案の審議に入ります。議案第61号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（新井主席主幹） 番号1について説明します。本件は、令和3年第9回定例総会において審議いただいた「議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項の規程に基づき決定された、下吉田 字

田3筆 1, 397㎡について、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したことから、このたびの申請に至ったものです。なお、諸報告で報告された通り、第10回総会で審議いただいた案件については、当初、譲受けを希望していた方との協議が整わなかったことから、今回の譲受人が3筆とも譲り受け有効活用したいとして今回の申請となりました。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地は平成23年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。土地の所在につきましては、交差点から南南東約1330m付近に位置しています。譲受人は申請地の北側に隣接および80m離れた場所に居住しています。本申請地は所有者の亡くなった夫が、昭和60年に申請地を取得しましたが、その後、耕作をしないまま耕作放棄地となった状態で所有者が相続しました。所有者も高齢となり、今後も耕作する予定もないことから、申請地に隣接する譲受人との協議が成立したものです。草刈り機を3台とトラクターを1台所有しており、作付計画では、柿と栗を植栽する計画です。現地を確認したところ、不耕作の状態でした。説明は以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番 上井克彦 委員 はい、2番上井でございます。その自宅に近い方はこの前出たんですが、下の方、こちらについては、一筆になっております。ちょうど私たちが（別段の）現地調査した際に、その白い屋根の家、このうちの奥様が2階から洗濯物を干しながら何ですかという話になって、調査して話したら、私欲しいのっていう話になってました。そんなことで、白い屋根の家とその横の黒い屋根の家うちの人が前の畑をほしい、というような話の状況でした。そういうことになるのかなと思ってたら、今回の申請です。現地の方は作付もしてあったり、ある程度保全管理状態のような状況でした。以上です。

5区 新井明弘 推進委員 5区推進委員の新井でございます。今説明のあった通りです。ご審議のほうよろしく申し上げます。以上です。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） 質疑、ご意見ありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第61号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請の通り許可することに決しました。

議案第62号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

議長(桑東男会長) 次に、議案第62号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(岩田主事) 私からは番号1、2について説明します。はじめに番号1についてですが、申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は 中宮地町 畑 1筆 214㎡で、平成31年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から北側に約250m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅です。申請事由ですが、申請地は平成8年頃より、隣接する宅地とともに住宅敷地として一体利用しておりましたが、先月、申請地の南側の農地を、申請者の息子が自己用住宅を建てるための転用申請をした際に、当申請地が違反転用状態であることが発覚したため、始末書を添付のうえ、是正の申請がされたものです。転用許可後の合計敷地面積は、412.35㎡となります。隣接に農地はありません。現地を確認したところ、申請通り、物置や庭、駐車場等、宅地の一部として使用されておりました。

続きまして番号2についてですが、申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は 中宮地町 畑 1筆 1436㎡で、平成10年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から北西に約400m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は共同住宅です。申請事由ですが、申請者には農業後継者もおらず、今後、農地として管理していくことが難しいため、生活環境が整っており、利便性もある当申請地に共同住宅を建築したいとして申請されました。計画では、申請地上に共同住宅2棟を建築する予定です。資金計画も整っており、また、隣接に譲受人所有以外の農地はありません。現地を確認しましたところ、ブドウ畑として管理されていました。説明は以上です。

事務局(新井主席主幹) 番号3について、説明します。申請者、申請事由、施設の概要等は議案書記載のとおりです。申請地は、下吉田 字 畑1筆 526㎡で、平成17年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は 交差点から南に約1030メートル付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は、自己用住宅用地です。申請事由ですが、申請者はもともと隣接地に居住しておりましたが、家の老朽化に伴い、平成21年に農地法について十分に理解しないまま申請地に新しく家を建て、これまで居住してきました。今回、農地と宅地を整理すべく測量を依頼したところ、住宅の建つ場所が農地のままであり、面積も526㎡であることが判明しました。今後もこれまで同様に使用したいということから始末書添付のうえ申請されました。なお申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。現地を確認すると申請のとおり住宅が建っており、住宅の裏の土地は畑として大根や白菜、ハウレンソウなどが栽培され、きれいに耕作され、よく管理されていました。

議長(桑東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

10番 新田恭一 委員 10番の新田です。番号1について説明させていただきます。申請地の前の土地に倅さんが家を建てるということで、今回の違法転用箇所の是正ということで、申請ができたものです。よろしくお願いを申し上げます。

8番 黒沢昌治 委員 8番黒沢です。番号2について、先日、事務局と現地の確認に行っていました。面積は1,436㎡。共同住宅です。後継者もないため、今後、農地として維持していくのが難しい。周りには住宅がいっぱい並んでいて、ここを農地として維持していくのは後継者もないので、無理だと思いますし、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

6番 彦久保利平 委員 6番彦久保です。3番について説明いたします。見ていただくと、周りが全て家が建ってしまっていて526㎡って、少し多いんですけども、これは浄化槽の関係でこうなったと聞いています。もうすでに住まわれてまして、また元の住宅があったところには先ほど事務局から説明があった通り、きれいな畑になってまして、よく管理されているようでした。皆さん

の審議をよろしくお願いします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） 質疑 又は 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第62号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第63号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（11件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

事務局（岩田主事） 私からは番号1から3について説明します。はじめに番号1について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 中村町 畑 1筆 19㎡で平成19年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から南に約350m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は駐車場です。申請事由ですが、申請地は周囲を道に囲まれた狭小な土地です。譲受人は現在、申請地の近くにある農地を所有、耕作しており、農作物搬出のための駐車場として譲渡人から当申請地を借りておりましたが、このたび、賃貸借契約を終了して土地を譲り受け、引き続き駐車場として使用していきたいとして申請されました。なお、農地転用の申請の手順についての誤解から、既に工事をしてよいと考えていた譲受人により、申請地には既に砂利が敷かれてしまっており、このことについて始末書が添付されています。資金調達計画もなく、隣接する農地もありません。現地を確認しましたところ、申請通り、砂利が敷かれた状態となっております。

続きまして番号2・3について関連がありますので一括して説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、番号2は 金室町 田 7筆 1384.36㎡、番号3は 金室町 田 5筆 1392㎡で、それぞれ平成31年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から西に約150m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は、それぞれ共同住宅です。申請事由ですが、譲渡人は高齢のため、その子である番号2の譲受人も農業経験がないことから、今後農地として管理していくことが難しいとして、番号2は、娘である譲受人が、番号3は第三者がそれぞれ譲り受け、ここに共同住宅を建築したいとして申請されました。計画では、番号2、3それぞれに共同住宅を1棟建築し、進入路部分については共有で使用することになっています。そのため、進入路として使用する3筆 287㎡については申請地として地番が重複しています。また、この進入路部分の一部については平成21年頃より、自動車1台分の駐車場として使用していた経緯があり、その旨の始末書が添付されています。資金調達計画は整っています。また、隣接農地はありません。現地を確認しましたところ、一部は申請通り、砂利が敷かれた状態になっており、残りの部分はよく管理された農地の状態となっております。説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号4について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、下影森 字 神原 畑 1筆 354平方メートルで、秩父鉄道 の 北西 400メートル付近に位置し、譲渡人が相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅です。申請事由ですが、譲受人は現在、アパートに暮らしていますが、手狭になったことから自己用住宅を建築したいとして申請されたものです。設計図、資金計画等も整っており、隣接する土地に農地は無く、問題は無いと

考えます。現地を確認したところ保全管理の農地(桑園)でした。

事務局(小嶋主席主幹) 私からは、番号5及び番号6について説明いたします。

番号5について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、山田 字 畑 1筆 546平方メートルで、 から北に約250メートル付近にあり、昭和56年3月に相続により取得した土地です。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、太陽光発電施設及び資材置場です。譲受人は、市内に本店を置き、タイル及びブロック工事の請負事業、左官工事一式、発電及び売電に関する事業等を主な目的としている法人です。譲渡人が高齢となり、農地を維持管理するのが難しくなっていたところ、譲受人が日当たりが良いこの土地に、太陽光発電施設を設置し土地を有効活用したいと申請されました。また、申請地の一部、約136㎡については、公道に接し、本社から近いことから資材置場として平成18年より使用してしまっており、今後も資材置場が必要であるため是正したいとして、始末書添付の上申請されたものです。事業計画では、太陽光パネル126枚の外、必要な機器を設置する計画で、資材置場部分については、砂利・碎石等を引き続き置く計画となっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われまます。現地を確認しましたところ、太陽光発電施設予定地は耕作されており、始末書に記載のあったところにはコンクリート床に碎石・砂などの資材が置かれておりました。

つづきまして、番号6について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。本案件は、令和2年第8回定例総会において農地法第4条申請で審議され、許可相当として埼玉県へ進達を行ったものでございますが、埼玉県より、申請者は土地・建物の所有者ではあるが、申請者の住居地が申請地と異なっており居住事実がないため、農地法第4条での申請ではなく、第5条での申請となるとの指示がありました。そのため申請者より4条申請の取下書が提出され、あらためて第5条として申請があったものです。案内図をご覧ください。申請地は、栃谷 字 畑 1筆 709平方メートルで、 から東北東に約850メートル付近にあり、平成23年7月に相続により取得した土地です。また、申請地は隣接の宅地291.3㎡と一体利用となっております。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、農家住宅です。申請事由ですが、譲渡人の父が昭和50年に、農地転用の許可を受けないまま住宅を建築し、また車庫及び物置を設置し使用していたことが判明しました。譲渡人は現在、茨城県に居住しており、本申請地は譲渡人の実家で、母親の居住地として使用しており、今後も必要で、農地に戻すことは難しいため、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。なお、譲渡人は休暇時には隣接した畑を耕作し、不在時には母親が耕作を行っており、定年後は申請地にもどり耕作を続けながら、居住をする予定とのことですが、現時点では居住していないことから、母親への使用貸借権設定での申請となっております。なお、本申請地の隣接に譲渡人の所有する以外の耕作農地はありませんでした。現地を確認しましたところ、住宅1棟、車庫1棟、物置1基が設置されておりました。説明は以上です。

事務局(新井主席主幹) 番号7～9について一括して説明をいたします。借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。いずれの申請地も、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。番号7と番号8は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和3年8月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。一方、借受人は平成7年に成立した法人で、太陽光等の自然エネルギーを利用した発電用機器及びその部品の製造、開発等を行い、発電所の建設、販売ならびに発電事業及びその管理運営を目的の一つとしております。申請事由は、番号7と番号8は申請地を借り受け、太陽光発電施設用地として転用するもので、番号9は太陽光設置のための工事用進入路及び資材の仮置

き場として一時転用をするものです。

まず番号7について説明します。申請地は、下吉田 字 畑1筆 842㎡ 平成18年に相続により取得した土地です。かつては桑畑として使用してきた形跡がありましたが、何年にもわたり手が入られていない状況で、桑や雑木が繁茂する状態となっています。譲渡し人は市外に在住しており、今後も耕作する予定はなく、申請地を有効活用すべく、太陽光発電施設用地として貸したいとして申請したものです。太陽光パネル252枚の外、必要な機器を設置する計画です。

続いて番号8について説明します。案内図をご覧ください。申請地は、下吉田 字 畑2筆 1,583㎡ 昭和62年に贈与により取得した土地です。申請地は、譲渡し人の自宅から100mほど離れた農地ですが、かつては農業を行っていたものの、現在は夜勤もある勤めに行っていることから農作業をすることができず、除草を行うだけとなっています。そのため、今後耕作する予定はなく、申請地を有効活用すべく、太陽光発電施設用地として貸したいとして申請したものです。太陽光パネル324枚の外、必要な機器を設置する計画です。現地を確認すると、トラクターで耕運した状態がみられ、管理された農地となっていました。番号7、8とも隣接農地所有者の承諾書が添付されていることから、転用により周囲の営農状況等に支障が生じることはないものと考えます。

番号9について説明します。案内図をご覧ください。申請地は、上吉田 字 畑2筆 1,553㎡のうち298㎡です。譲渡し人はそれぞれ番号7と8の譲渡し人であり、平成18年と昭和62年にそれぞれ相続および贈与により取得した土地です。番号7、8の太陽光発電施設のための工事用進入路及び資材、車両等の仮置き場とする一時転用であり、一時転用期間は許可日から4カ月間を予定しています。なお、工事完了後には速やかに農地へ戻す計画です。隣接農地の承諾書も添付されております。本計画により周辺地域への問題が発生することはないものと思われれます。また、通常のメンテナンスには申請地まで赤道を利用することができることから、事業終了後に農地に復旧しても問題はないと考えます。説明は以上です。

事務局（千島主幹） つづきまして、番号10について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、大滝字 1筆 1,409平方メートルのうち331.27平方メートルで、平成21年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 から南へ約310メートル付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、駐車場拡張の一時転用です。申請事由ですが、譲受人は大滝地内で、発電所関連の工事を請け負っております。現在、栃本発電所導水路新設並びに関連除却工事で使用している労務宿舍の駐車場が約30台分ありますが、作業員増員に伴い手狭となり、新たに駐車場スペースの確保が必要となったところ、このたび、労務宿舍の隣接地を所有している譲渡人から一時的に借り受け、駐車場10台分の拡張を図りたいとして申請されたものです。一時転用期間は許可日から3年を予定しております。事業計画では、転用する箇所には土木安定シート上に敷鉄板を敷設して利用する計画となっており、駐車場利用終了後は原型に復元することとしています。事業計画、資金調達計画等は整っています。また、隣接に譲渡人所有以外の農地はなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、保全管理の農地となっております。わたくしからは以上です。

事務局（見澤主事補） 私からは番号11について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川上田野 字 畑2筆 598㎡ 874㎡ 計1472㎡で、それぞれ平成6年と平成14年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 から南東へ約100m付近に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。申請事由ですが、地主4名とも、今後農業を続けていくことが年齢的、体力的に難しくなっていくと考え、将来的にも土地を処分したい意向です。今回太陽

光用地として地主と譲受人の間で話がまとまり、農地転用許可を申請するものです。資金計画は整っており、事業計画では、太陽光パネル180枚の設置を予定しております。また、隣接農地所有者からは転用申請することの承諾書も添付されており周辺の営農に対する配慮はなされているものと思われます。現況を確認しましたところ、一部は耕作されており、大部分は保全管理状態でした。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治 委員 8番黒沢です。番号1について、現地の確認に行ったところ、出入りの駐車場、19㎡、これに対して、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。続いて2番3番一括してお願いいたします。7筆1, 384㎡共同住宅。3番5筆1, 392㎡共同住宅、高齢のため、今後、農地の管理も難しいと思い、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

12番 豊田 恵男 委員 12番豊田です。4番について説明いたします。16日、現地確認してまいりました。現況は、宮前参与の説明の通り、桑が植えてありました。私も昔、養蚕に関係したもんですから、桑の伸び状況とかが立てとうしにはなってませんでしたので、少なくとも年2回ていど剪定してある畑だと思いましたが。保全で周りにも影響ないので、別段問題ないかと思しますので、審議よろしくお願いいたします。

7番 横田 友 委員 7番横田です。さき程の事務局の説明の通りでございます。この土地は、譲渡人、譲受人が親子であるということです。自分で太陽光を設置するという事です、ただ私は、太陽光が出てくるのは、何年か前の契約、経済産業省と東電の契約が済んで、今工事着工するっていうのが大半じゃないかと思うんですが、一番心配したのは売電価格のことなんですが、お聞きしましたら、かなり前に事務的処理が終わっているということでございました、正直言って、県道がございますので、「んー」て思ったんですが、仕方がないのかな、そういう時代になって感じてまいりました。ご審議のほどよろしく願います。

10番 新田 恭一 委員 はい10番に新田です。先ほど事務局の小嶋主幹の説明の通りでございます、この件はですね、4条から5条ということでありまして、隣に三角のところございますが、1ヶ月ほど前ですから、5条申請ということで、倅さんが家を建てるとということで、今回発覚した、まだ転用していないということで、これだけ4条から5条申請に変わったということでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

2番 上井 克彦 委員 はい2番上井でございます。7, 8, 9について述べさせていただきます。写真でもわかる通り8番と9番の所は耕作されています。7番ところは、桑の立てどうし状態。ただこの写真には写っていないんですが、8の上の方なんですけど太陽光パネル並んでまして、非常に残念なことです、今というような状況なんですよ。この特に さんなんて、大きな農家でしたから、残念です。

3番 長谷川 満 委員 はい3番の長谷川です。番号10の案件です。事務局の説明通りです。大滝の案件です。前回は水力発電の資材置き場の用地がありましたが、いずれも同じ会社です。今回は、中心の宿舎の駐車場が足りないということで、保全管理されていた隣接農地へ駐車場を作るということです。実際現地で見たら、車のナンバーをみたら、本当に九州から北海道まで全国から人が来ているようでした。宿舎ということで、どうしても車が置きっぱなしになるんですね、そういうことで駐車場が足りなくなるということです。3年間の一時転用の申請です。特に問題ないかと思えます。以上です

5番 笠原 倍吉 委員 5番笠原です。詳細につきましては、事務局より報告した通りでございます。花見の里に入り口の右側になるんですけど、この土地というのが4人で持ってる土地でありまして、土地を処分したいという意向がありまして、譲受人が引き受けて、こういうソーラー発電施設を設置するという内容でございます。譲受人は今までは借地権ということで、設置してたんなんですけど、今回、初めて土地を求めて所有権を移転して建てるということです。近隣につきましては、右側の方にソーラーのパネルが既に設置してあります。それから、北側と南側の面なんですけど、農地がありますけど、隣接する農地につきましては、地主に承認を受けているということでございます。それから現地を確認しますと、図面の半分から上は管理されてる土地でありまし

て、半分からは、一部、野菜等を作っておりました。やむを得ないと思います。以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆東男会長） はい、設楽さん

13番 設楽 治男 委員 13番の設楽です。番号7、8、9番、特に9番について、前回9月22日の農業委員会で太陽光発電施設の搬入路の扱いについて質問が出て、搬入路を工事が終わったら農地に戻すことについて、私は、資源エネルギー庁のエネルギー課に秩父市農業委員の13番として「工事終了後、搬入路を農地に復旧して発電所への通路がない発電所について、災害時や通常メンテナンスについての問題点を国はどう考えているのか確認したところ、11月22日に資源エネルギー庁の担当者から回答がありました。回答内容は、「農業委員会で許可・不許可の決定をすればよい」「資源エネルギー庁2020年改訂版太陽光発電事業計画策定ガイドラインには搬入路の記載はないが、通常運転に求められる取り組みを厳しく明示してある。1、安全の確保に関する取組・発電性能の維持に関する取組、非常時に求められる対処、地域周辺への対処、」ということで赤道というのは3尺の赤道と6尺の赤道があるんですが、6尺の赤道は1.8mなので軽トラがと通れるんですが、今回の赤道はどちらですか。軽トラとかと通れるんですか

事務局（新井主席主幹） 幅は1.8mです。

13番 設楽 治男 委員 そうですか。軽車両がと通れるということですか。

事務局（新井主席主幹） 通常メンテナンスについては、車が通ることはないと思っています。人が通れば問題はないと思います。

13番 設楽 治男 委員 パネルの故障とかそういう場合はどうですか

事務局（新井主席主幹） パネルの交換が必要な場合については、今回のように一時転用で対応できるのではないかと考えております。

休憩

議長（衆東男会長） ほかに質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第63号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（衆東男会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第64号上程 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について（3件）

議長（衆東男会長） 次に、議案第64号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（小嶋主席主幹） 番号1及び番号2については関連がありますので一括して説明します。

本案件は番号1及び番号2とも、令和3年第8回定例総会において、計画変更申請として審議され、進達を行った案件でしたが、進達後、申請書に錯誤があり埼玉県より取下を行った上で、再申請を行う旨の指導があったため、このたびあらためて許可後の計画変更の申請があったものです。事業計画者、申請地、施設の概要、契約の内容は議案書記載の通りです。計画変更の対象許可地は、番号1は大野原 畑（現在登記 宅地・公衆用道路）6筆、2,278平方メートルで、番号2は大野原 字宿東（しゅくひがし）畑（現在登記 宅地・公衆用道路）5筆、1,890平方メートルです。案内図をご覧ください。申請地は、番号1及び番号2とも、の北東側に約200メートル～250メートル離れた場所にあり、立地の基準としては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしております。続きまして、計画変更の目的及び申請事由ですが、番号1及び番号2とも、建売住宅の棟数と建築面積の変更です。事業計画者は当初、建売住宅4棟分を計画しておりましたが、販売の事情から価格を下げる必要性が発生し、1区画の土地面積を減らして建売住宅を6棟に変更を行い、また建物の建築面積等の変更が生じたため、このたび計画変更の申請が

されました。添付されている配置図によると、建築予定建物が番号1は4棟397.48㎡から6棟406.99㎡に、番号2は4棟397.48㎡から6棟516.18㎡に変更されています。現地を確認しましたところ、番号1については6棟が既に完成されており、番号2については6棟すべてが建築中となっております。

つづきまして、番号3について、説明いたします。本案件は、令和2年第4回定例総会において審議され、令和2年5月21日に、建売住宅用地として埼玉県知事より許可された案件で、このたび許可後の計画変更が申請されました。事業計画者、申請地、施設の概要、契約の内容は議案書記載の通りです。なお、計画変更の対象許可地は、山田 字 畑（現在登記 宅地・公衆用道路）3筆、1245.61平方メートルです。申請地は、 の北東約400メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしております。計画変更の目的及び申請事由ですが、建売住宅の棟数と建築面積の変更及び進入路です。事業計画者は、建売住宅6棟分を計画していましたが、計画を進めていく中で、計画地全体の区画敷地数や位置指定道路の位置等を検討し、マーケティング及び地域性も考慮した上で、1区画ごとの面積を拡大したほうが販売促進ができるという結論に至ったため、全体的な計画変更を行うこととなり、4棟に変更する形で建売住宅としての販売を行いたいことです。また、農地転用許可後に隣地との境界立ち合いを行った際、東側の隣接境界部分の一部について、隣接の耕作者が以前から耕うん機の乗り入れ等に農地への進入路として占用・利用していましたが、今回の境界確定により、その占有部分と筆界のずれが判明しました、占用部分については当初の建売分譲販売計画地に含めて計画していましたが、計画地に含めることが困難な状況となったことから、計画地から除くこととなり、このたびの計画変更の申請がなされました。なお、占用部分については、分筆は行われており、当計画変更が許可された後に、事業計画者と隣接農地所有者での5条申請を速やかに行うとのことです。計画変更に際しての資金調達計画は整っております。事業計画は、建売住宅6棟、347.76㎡から4棟241.91㎡に変更となっており、隣接農地への進入路は92.77㎡となっております。現地を確認しましたところ、住宅は2棟完成しており、2棟が建築中で、建売住宅用地の東側が隣接農地への進入路となっております。また隣接農地は耕作されておりました。説明は以上です。

議長（衆東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番 青野 孝司 委員 はい、9番青野です。番号1と番号2について一括して意見を申し上げます。この案件は県の指導により、許可後の計画変更許可申請として新たに申請されたものです。申請内容から問題はないと感じました。

10番 新田 恭一 委員 10番新田です。3番について説明します。当初6棟の計画から4棟に変更したということがございます。行ってみますと、1棟あたりですね、面積というか駐車スペース全てですが、それはもう広く確保されております。6棟でも良かったのかとも思ったんですが、4棟にするとスペース的に楽な分譲になるのかなとということで見えてきました。また進入路につきましてですね、今後5条申請でてくるということがございますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆東男会長） 何か質疑又は意見はございますか。

（「無し」という人あり）

議長（衆東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第64号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

議長（衆東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議長(糸東男会長) 次に、議案第65号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(新井事務局長) 本案は、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和3年11月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地についてですが、議案第65号 別紙1 農用地利用集積計画(案)にあります蒔田地区の地権者16人、畑 8筆、9,502㎡、田 24筆、32,742㎡、と大田地区の地権者1名、畑649㎡の合計、地権者17人、33筆、42,893㎡です。案内図をご覧ください。蒔田地区の農地は、
の国道299号線側出口付近にあります。大田地区の農地は、
の北東1,100m付近にあります。権利を設定する期間は令和4年2月1日から10年間で、設定する権利は、使用貸借が3筆、賃借権が30筆です。賃借料は、畑が2,000円、田が3,000円です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後は、同公社が農地を地域の担い手へ貸し付けることとなります。なお、現地はすべて耕作地でした。説明は以上です。

議長(糸東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番 設楽 治男 委員 はい、13番設楽です。番号1について説明します。尾田蒔地区内の蒔田川と国道299に挟まれた約4ヘクタールの圃場整備された良い農地で、農地の担い手が高齢化してきた現在、農業の担い手を確保するのに大変良い事業だと思えます。大田地区においても同様だと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

2区 大久保 勝 推進委員 2区推進委員の大久保です。先ほど担当農業委員さんの言われた通り、きれいに耕作されており、これからの基盤整備したところ、担い手というか。農業を続けていくにはこのような仕組みは最適なんじゃないかなと思います。審議をお願いします

4区 齋藤 稔 推進委員 4区の推進委員の齋藤です。私は太田地区を報告させていただきます。現地に行きましたけど、作付されてました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長(糸東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長(糸東男会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「無し」という人あり)

議長(糸東男会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第65号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(糸東男会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第66号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議長(糸東男会長) 次に、議案第66号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。

議案第66号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、8番 黒沢昌治委員、12番 豊田恵男委員におかれましては、議場から退出願います。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（新井事務局長） 本案は、秩父市が農地中間管理機構に提出する農用地利用配分計画案を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和3年11月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられている農地は、先の議案第65号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申し出がありました担い手に配分する計画です。議案書 議案66号 別紙2の農地利用配分計画（案）をご覧ください。配分の詳細はこの表のとおりです。配分する33筆のうち、蒔田地区の32筆については、尾田蒔地内の農事組合法人をはじめ、田村地内に居住する担い手1名、蒔田地内に居住する担い手5名、大野原地内に居住する担い手1名に配分し、大田地区の1筆については、大田地内の農事組合法人に配分するものです。なお、表の中央部分の「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている」欄が空白であるのは、農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるのが初めてであるためです。借用期間につきましては、令和4年2月1日より10年間で、33筆のうち30筆は賃借で、賃料は1年、10アール当たり、田が3,000円、畑が2,000円です。3筆は使用貸借となっています。この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、事務局としては、適切であると判断しております。説明は以上です。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番 設楽 治男 委員 13番設楽です。先ほどの議案第65号と同意見です。大変良い事業だと思います。審議のほどよろしく願います。

2区 大久保 勝 推進委員 2区推進委員の大久保です。先ほどと同意見です。ご審議のほどよろしく願います。

4区 齋藤 稔 推進委員 4区推進委員の齋藤です。問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第66号について農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。それでは、8番 黒沢昌治委員 12番 豊田恵男委員は議場に入るようにしてください。

(8 番 黒沢昌治委員 1 2 番 豊田恵男委員が議場に入室する)

日程第 8 閉議・閉会

議長(桑東男会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、秩父市農業委員会 令和 3 年第 1 1 回定例総会を閉会いたします。